

流山市立小山小学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

## 1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

### 1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つ。

### 2) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは、人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものである。いじめは、どこにでもおこりうるものと強く認識し、決して許されるものではない。

本校は、ここに、児童等と教職員、保護者が「しない、させない、許さない」の3ない宣言をする。

この方針に基づいて具体的な方策として、下記のことに取り組んでいく。

## 2 いじめ防止の取り組み

本校では、「心優しく逞しい子の育成」を学校教育目標とし、「気づき、深め、認め合う児童」の育成に取り組んでいる。

「一人一人が大切にされ、生き生きと学ぶ学校」実現のため、いじめ防止に全校あげて組織的に取り組む。

1) 全教育活動を通していじめ防止の取り組みを推進するため、いじめ防止対策を年間計画に位置づけていく。

2) いじめ防止につながる道徳教育、人権教育を重視し、全教育活動で推進する。

#### ・道徳教育の充実

「特別の教科道徳」の充実に努め、児童の道徳心を高める。

・体験活動を通して豊かで強い心を育てていく。

・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開により、児童の自己有能感を高める。

3) 好ましい人間関係をつくる教育活動を推進する。

#### ・あいさつ運動の実施

人間関係の基本は、あいさつである。生活委員会を中心に、朝のあいさつ運動を年間通して実施する。また、地域の中学校とも連携し、児童会を中心としたあいさつ運動を行う。

- ・ 集団遊びの実施  
1週間に1回、ロング昼休みの時間（わくわくタイム）に学級児童と教師が集団遊びをすることで心の通い合いをすすめる。
- ・ 異学年集団（さわやか学級）での活動  
学期に1回ないし2回の給食会や交流遊びを行う。また、年に1回は長縄練習会等の集団での活動を行う。
- ・ 児童会活動など、児童の自発的な活動を推進していく。

### 3 いじめの早期発見，早期対応の在り方

1) いじめは，日常生活の何気ない中で起こる。教師は，児童等の学校生活，保護者は，家庭生活の中で，児童等の生活ぶりに注視し，互いに密に連携して早期発見に努める。

2) いじめ調査を行う。

定期調査 年間2回（6，10月）「生活アンケート調査」としていじめ調査を行う。

全校で集約し，生徒指導部会で，いじめの実態について詳細に調査する。すぐに解消されない案件については，いじめ防止対策推進委員会において，具体的な改善策をたてて，組織的に対応をすすめる。

3) 調査以外で，いじめの情報が得られた場合，速やかに校長まで報告をあげ，必要と判断した場合，いじめ防止推進委員会において，対応策を協議し，対応に当たる。

4) いじめに対する措置

- ・ いじめの情報をつかんだ場合，すみやかに事実の有無を確認する。
- ・ いじめの事実が確認された場合，いじめをやめさせ，再発防止のため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童等への指導とその保護者への報告助言を継続的に行う。
- ・ いじめを行った児童といじめを受けた児童の関係だけでなく，傍観者の存在にも注意を向け，必要に応じて指導を行う。
- ・ いじめを受けた児童・保護者と相談し，安心して教育が受けられる環境をつくる。場合によっては，一定期間，集団での学習形態ではなく，別室での個別学習の措置をとる。
- ・ いじめの関係者間の争いを生じさせないように，いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為の恐れがある場合は，すみやかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童等及び保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，適切に対処できるよう，必要な啓発活動として，情報モラル研修会等を行っていく。また，児童に対しては授業で，保護者に対しては懇談会等で対処方法等を正確に伝える。

#### 4 教育相談体制

- ・日常的に児童等との教育相談をすすめる。学校内組織として学年内，生徒指導部会と連携してすすめる。
- ・月に1回教育相談日を設定し，保護者に周知するとともに，希望者に対しては担任や教育相談担当者が面談を行い，一緒に考える機会を持つようにする。
- ・教育相談の中で，希望があればスクールカウンセラーとの教育相談を行えるよう調整にする。
- ・定期には，生活アンケート調査の後，教育相談週間を設けて児童全員との教育相談を行う。
- ・教育相談箱を設置する。  
会議室前に教育相談箱を設置し，児童等からの相談を受ける。
- ・市，県のスクールカウンセラー等の協力，助言を得る。

#### 5 生徒指導体制について

- ・生徒指導部会を中心として，いじめ防止策の推進にあたる。
- ・いじめの早期発見，防止に関すること，いじめ事案解決に関すること，いじめ問題に関しての児童等の理解を深めていくこと等について活動を行う。

#### 6 重大事案への対処について

生命・心身又は個人の財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，速やかに次の対処を行う。

- ・重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対して，事実関係等について報告する。

#### 7 いじめ防止にかかわる校内研修の推進について

年間の研修計画に生徒指導・教育相談・道徳教育等の研修を位置づけ，いじめの未然防止のための研修を計画的に行う。

#### 8 保護者，地域，関係機関との連携について

いじめ防止は，学校と保護者，地域，関係機関の連携が不可欠ととらえ，常日頃から情報を共有しながらいじめ防止対策をすすめていく。

#### 9 その他

全校児童に知らせることにより，児童等からの意見も聞きながら実効性のあるものにしていく。

学校便り，小山っ子の約束，ホームページ等により，全家庭，地域に周知し，理解と協力を得ていく。

なお、この方針は、今後、いじめ防止対策推進委員会で点検及び改善見直しを図っていくことを付記する。

平成26年1月31日	初版
平成28年4月15日	改訂
平成29年3月30日	改訂
平成30年3月30日	改訂
平成30年4月 3日	改訂